

### 人権尊重・男女共同参画の明確化に関する修正方法の比較検討

ケース	修正項目	修正の内容と特徴			対象領域	強調する観点				想定される課題				
		修正方法	修正案	特徴		人権尊重		男女共同参画		共通課題※			個別課題	
						人権全般	性別例示	男女	クオータ	①	②	③		
	現在の提言書(素案)				自治	(○)								
A		大項目の新設か既存の大項目内での条文の追加	○ <b>市民、市議会及び市長等は、</b> 人権尊重が自治を推進する上で必要不可欠な事項であることに鑑み、市民がその出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等により差別されず、一人一人が地域社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができる地域社会の実現を図らなければならない。	○上越市の地域社会全体を対象として(自治以外の領域も含む)人権尊重の理念を強調する。	地域社会	○				○				○自治基本条例では、「自治」以外の領域についての規定はできない。
B	5 市政運営	項目の新設	○ <b>市議会及び市長等は、</b> 人権尊重が自治を推進する上で必要不可欠な事項であることに鑑み、市民がその出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等により差別されず、一人一人が地域社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができる地域社会の実現を図らなければならない。	○「市政運営」の重要事項として「人権尊重」を強調する。	市政運営	○				○				○「市政運営」の領域における人権尊重のみが強調される(主体に市民が含まれない)
C	1-(3) 基本原則のうち、(2) 市民参画の原則	条文の修正	(2) 市民参画の原則 <b>性別等により差別されず</b> 市民参画の機会が <b>平等に</b> 保障されていること。	○「市民参画」の原則として「性別等による差別の禁止」や「機会の平等」を強調する。 ○「自治の基本原則」に、性別等によらない市民参加の保障を規定することで、市議会及び市長に責務を負わせている。	市民参画		○			◇	○	◇		○「市民参画」の場面における人権尊重のみが強調される。 ○同項目に「(4)多様性の尊重の原則」があり、「出身～国籍等」を例示していることから、「性別等」にこれらを含めると条文としてはアンバランスになる。
D	2-(1) 市民の権利	条文(①-(2)の修正)	(2) <b>性別等により差別されず誰もが平等に</b> 市民参画をする権利	○市民の権利として、「市民参画」における性別等による差別の禁止や「機会の平等」を強調する。 ○「市民の権利」に性別等によらない市民参加の権利を規定することで、結果として市議会及び市長にそれを保障する責務を負わせている。	市民参画		○			◇	○	◇		○「市民参画」の場面における人権尊重のみが強調される。
E	5-(7) 審議会等	条文(②として条文を追加、現行の②は③とする)	② <b>市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、委員等の男女の構成比に配慮しなければならない。</b>	○「審議会等」に「男女共同参画」の趣旨と「クオータ制」を盛り込む。 ○男女共同参画条例における市が行うクオータ制を自治基本条例が直接的に担保することになる。	審議会等								○	○市が設置する「審議会等」における「クオータ制」のみを保障する理由は何か。 ○審議会の委員構成において、男女協働参画のみを強調することの理由は何か。 ○格差是正措置(過渡的な制度)である「クオータ制」を自治基本条例に載せることが妥当か。 ○既存条例で保障されている「具体的制度」を自治基本条例に載せることが妥当か。

※：○は直接的に課題になるとと思われる項目。◇は間接的に課題になるとと思われる項目。